

行政組織と行政機能について

～行政改革大綱、組織再編計画、定員適正化計画について～

事務所設置方式について（本庁方式と分庁方式）

構想案p5
資料編p5～7

	本庁方式	分庁方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・組織機構を1か所に集約する方式 ・残った庁舎は、窓口的な機能を持ち、支所とする。 ・本庁に業務を集中する。 	<p>庁舎を分庁として各行政部門を振り分け、業務を分散する。（本庁のスペースの関係上、一部の部門を支所に配置）</p>
始良市の例	<p>本庁 総務部、企画部、市民生活部、保健福祉部、建設部、農林水産部、教育部、議会事務局 全ての業務</p> <p>支所 窓口業務</p> <p>支所 窓口業務</p>	<p>本庁 総務部、企画部、市民生活部、保健福祉部、建設部、議会事務局</p> <p>支所 窓口業務 教育部</p> <p>支所 窓口業務 農林水産部 農業委員会</p>

本庁方式と分庁方式

構想案p5
資料編p8~10

	本庁方式	分庁方式
業務・機能の集約	○	△
窓口の利便性（申請手続き、わかりやすさ）	○	×
既存の建物の利用、建設費用等	×	△
意思決定	○	×
事務の効率化（行革の視点から）	○	×
人員配置（定員適正化計画の視点から）	○	△

始良市行政改革大綱

平成28年3月策定

資料編p8~10

市政を取り巻く厳しい環境のもと、行政運営全般について見直しを行い、限られた財源の中で、効率的に行政サービスを提供し、市民の満足度の向上と健全な財政運営を目指すため、市が取り組む行政改革の内容を示したものです。

定員適正化計画

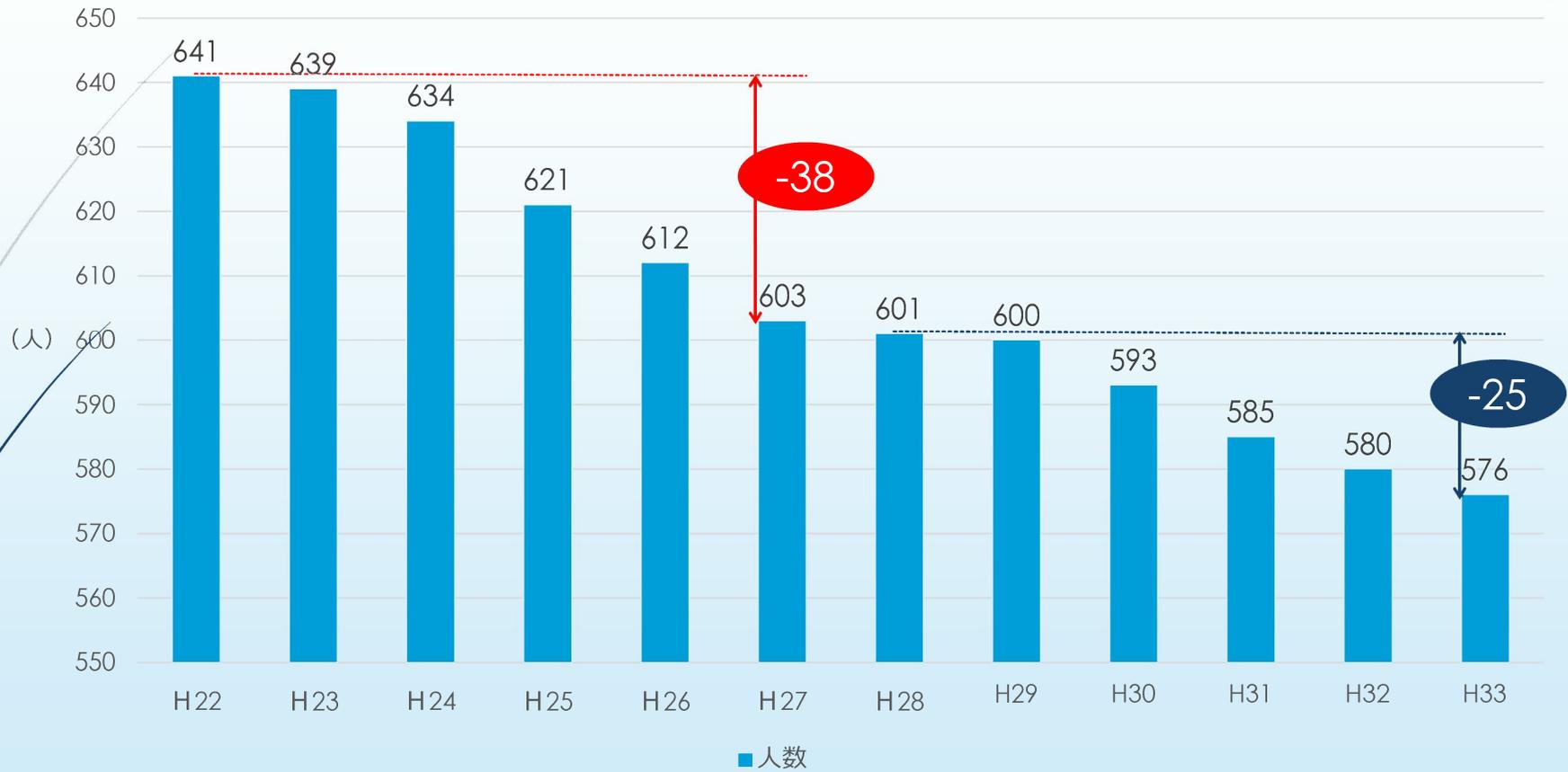
市の総人件費の適正管理のための職員数の管理と採用を実施するための計画です。

組織機構再編計画

効率的で簡素な行政運営を行いつつ、市民サービスの向上をはかるため、弾力的で機動力に富んだ組織作りをするための計画。

定員適正化計画による職員数の推移

資料編p8～
9、27



組織再編の状況

組織の数は、合併時から、部は3つ、課は5つ減りましたが、より良いサービスを提供するために、子どもに関係する課の増設もしています。

	部	課
平成22年	15	54



	部	課
平成28年	12	49

事務の現況

県からの権限委譲や地域主権一括法に伴い、その許認可事務などが増加しています。

権限委譲事務（平成29年4月現在）	14法令174事務
地方分権一括法（旧地域主権一括法） （第4次関係）	新規制定及び一部改正合わせて13条例

7 複合新庁舎整備の検討に当たっての基本的な考え方（構想素案 p11～p12）

(6) 機能性・効率性の高い施設

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、更に効率的で効果的に業務を行うため、また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画の更なる推進が必要であることから、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適切な規模の執務空間、会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した執務環境を整えます。



9 複合新庁舎整備に関する今後の方針について（構想素案 p 17）

- ① 様々な行政課題、新たな行政需要に対応するため、行政組織及び行政機能を集約・整理（一部分庁方式から本庁方式への移行）し、更に質の高い市民サービスの提供に向け、窓口機能、地域振興機能等を充実する。

新たな組織・機能のイメージ

本庁

総務部、企画部、市民生活部、保健福祉部、建設部、農林水産部、教育部、議会事務局
全ての業務

支所

総合支所（地域振興課）

- 1 地域住民生活に直接あるいは密接に関わっているもの
 - ・各種届出
 - ・各種相談
 - ・各種証明書の発行
 - ・税等収納
 - ・国保、年金
 - ・健康、福祉
 - ・道路維持
- 2 災害等緊急時の対応
 - ・応急処置
 - ・初動体制
- 3 地域の個性や特徴を活かすもの
 - ・地域の自治会活動の支援
 - ・地域の振興